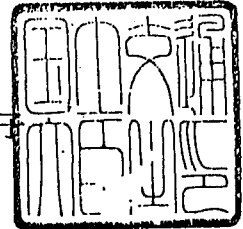


認 定 書

国住指第404号
平成14年2月4日

大和建材工業株式会社
代表取締役 岡本健吉 様

国土交通大臣 林 寛子



下記の構造方法又は建築材料については、建築基準法第68条の26第1項（同法88条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法第2条第七号並びに同法施行令第107条第二号及び第三号（外壁（非耐力壁）：各30分間）の規定に適合するものであることを認める。

記

1. 認定番号

FP030NE-9073

2. 認定をした構造方法又は建築材料の名称

金属折板・ロックウール吸音板・木毛セメント板張外壁

3. 認定をした構造方法又は建築材料の内容

別添の通り

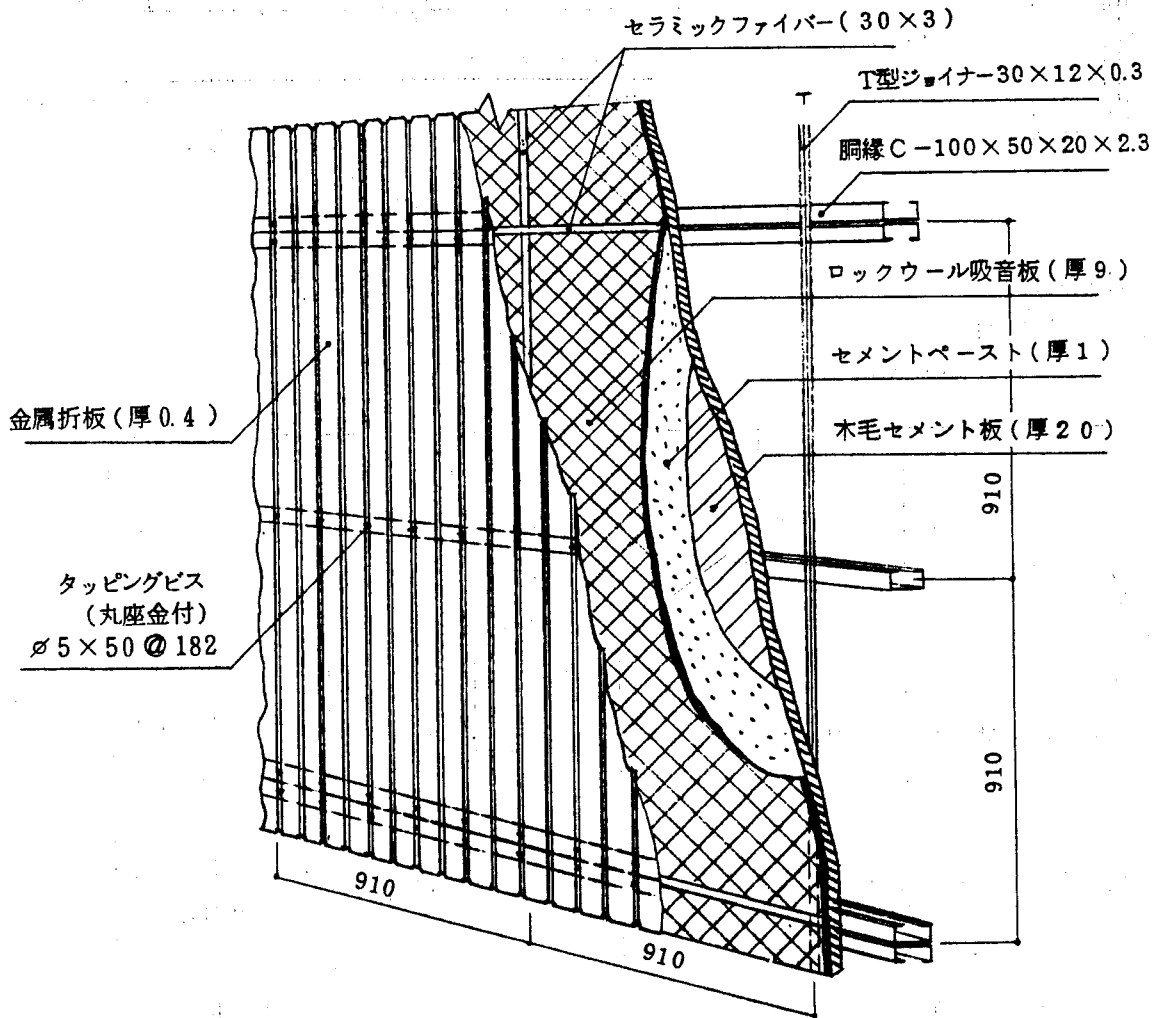
耐火構造 第1章 壁 30分耐火 Wn0078-金属折板(0.4mm)・ロックウール吸音板(9mm)・木毛セメント板(20mm)積層板張り外壁(非耐力) <ダイワライトW-30>

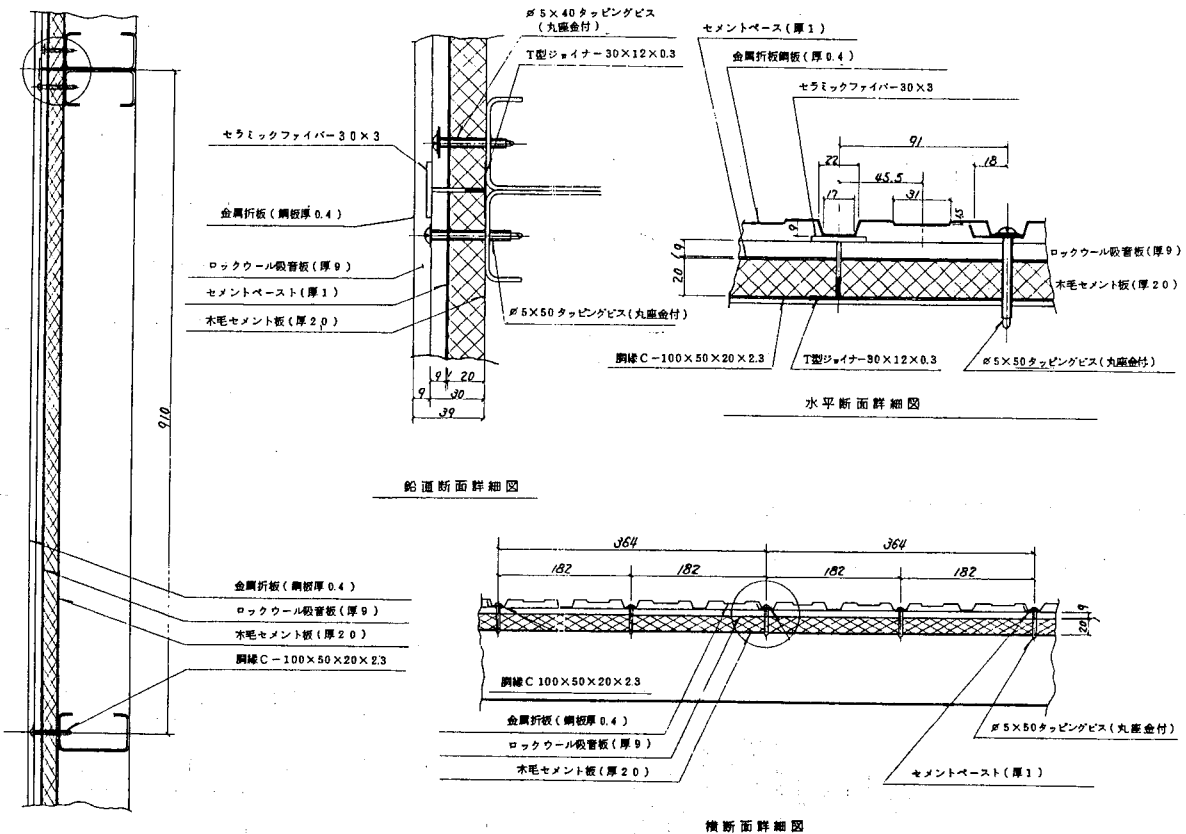
142-167

指定番号	耐火 Wn0078	指定年月日：昭和63年2月22日
品目名	金属折板(0.4mm)・ロックウール吸音板(9mm)・木毛セメント板(20mm)積層板張り外壁(非耐力)	申請者名：大和建材工業(株) 愛知県海部郡佐屋町大字西保字南川原98 TEL(0567)28-4940
商品名	ダイワライトW-30	工場名：同上

1. 部分、耐火性能の区分 外壁(非耐力) 30分耐火
2. 試験機関名 (財)日本建築総合試験所 受託番号 IIIA-87-6
3. 構造説明図(単位 mm)

耐火一七六号





耐火一七六号

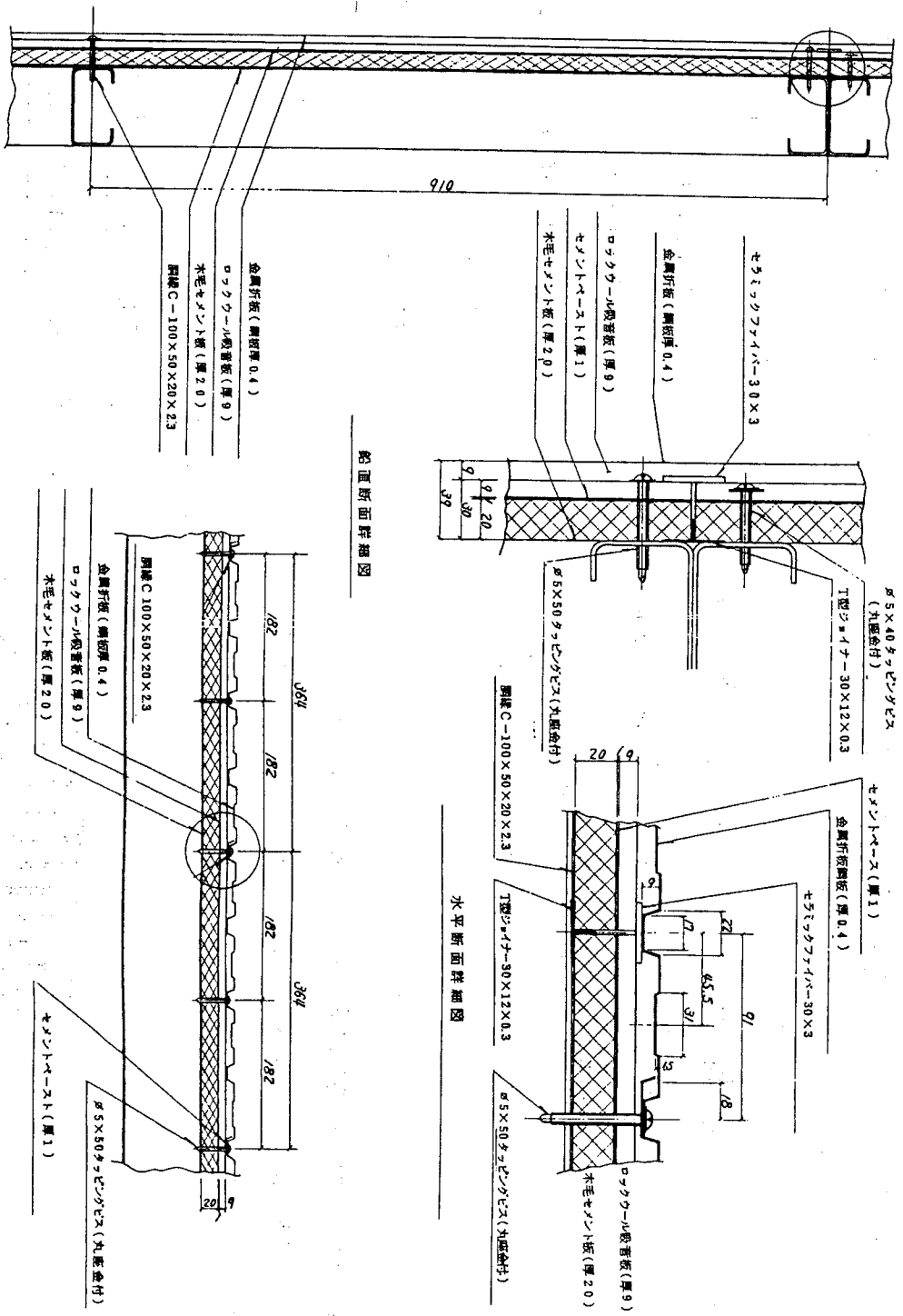
4. 材料等説明

4.1 主構成材料

(1) 金属折板：材料詳細

種類	厚さ (mm)	物 性			規 格
		降伏点 (kgf/mm ²)	引張強さ (kgf/mm ²)	伸 び (%)	
垂鉛鉄板	0.4以上	21以上	28以上	18以上	JIS G 3302 (不燃1041号)
着色垂鉛鉄板	0.4以上	21以上	28以上	18以上	JIS G 3312 (不燃1041号)
塩化ビニル樹脂 金属積層板	0.4以上	21以上	28以上	18以上	JIS K 6744 (不燃1051号)

W_n 0078-金属折板 (0.4mm) ・ ロックウール吸音板 (9mm) ・ 木毛セメント板 (20mm) 積層板張り外壁 (非耐力) <ダイカライトW-30>



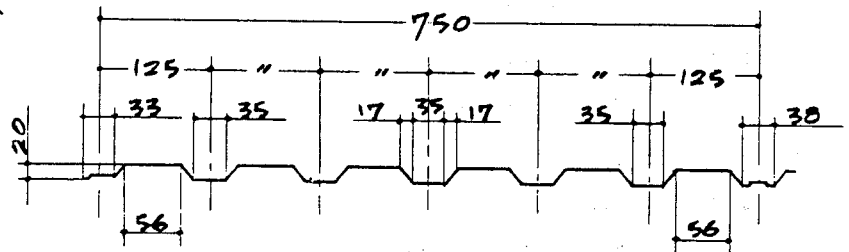
鉛直断面詳細図

水平断面詳細図

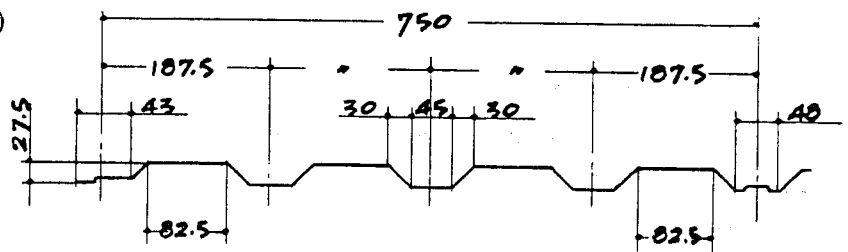
横断面詳細図

弗素樹脂塗装鋼板	0.4以上	21以上	28以上	18以上	
カーステンレス鋼板 (SUS 304,316)	0.4以上	21以上	53以上	40以上	J I S G 4305 (不燃1006号)
ガリベリウム鋼板	0.4以上				(不燃(個)1727号)
熱間圧延黒皮付 耐候性鋼板	0.4以上	35以上	49以上	22以上	J I S G 3125

▶ 断面形状
(サイディング)
S型

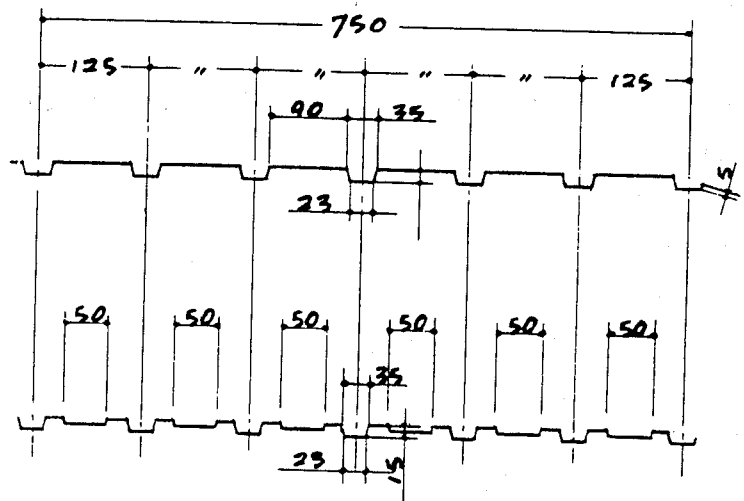


(サイディング)
L型



▶ 断面形状

角波



リブ角波

耐火一七六号

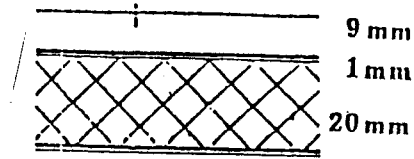
(2) 下地材：ロックウール吸音板 (9mm) ・木毛セメント (20mm) 積層板

(~~ダイワライト30~~)

層断面図

(イ) 形状寸法

厚さ	30mm±1.0mm
巾・長さ	910×1820mm } + 0 910×2000mm } -2.0mm
かさ比重	0.5以上
重量	16.5kg/㎡以上
含水率	18%以下 (出荷時)
曲げ破壊荷重	120kgf以上 (JIS A 1408による)
熱伝導率	0.0576kcal/mh℃



(ロ) 構成材料

A 木毛セメント板 (準不燃第2031号)

厚さ	20mm } +1.0mm -2.0mm
巾・長さ	910×1820mm } + 0 910×2000mm } -3.0mm
比重	0.55以上
曲げ破壊荷重	60kgf以上 (JIS A 1408による)

B ロックウール吸音板 (不燃第1021号)

厚さ	9mm
巾・長さ	910×1820mm } + 0 910×2000mm } -0.5mm
比重	0.5以下
曲げ破壊荷重	9kgf以上

C 接着剤

セメントペースト (ラテックス系) 600g/㎡

製造方法

木毛セメント板 (20mm) とロックウール吸音板 (9mm) とを接着剤にて、貼り合わせた後、圧縮加圧養生をしたもの、

(3) 鉄骨下地 (JIS G 3350)

C-100×50×20×2.3以上防錆処理

4.2 副構成材料

(1) T型ジョイナー 亜鉛メッキ鋼板 (JIS G 3302)

30×12×0.3mm以上

(2) 留付金具

タッピングビスφ5×50mm (JIS B 1122)

(3) 目地材

セラミックファイバーブランケット ~~(ジュラブランケット)~~ (不燃 (個) 第1917号) 厚さ6mm巾30、比重0.13以上

~~東芝エノフレックス株式会社~~

5. 標準仕様 (施工仕様)

- (1) 下地

胴縁は910mm間隔に不陸がないように、柱及び間柱に取付ける。
- (2) ロックウール吸音板 (9mm) ・木毛セメント板 (20mm) 積層板 ~~(ダイワライト30)~~ の取付

ロックウール吸音板 (9mm) 木毛セメント板 (20mm) 積層板 ~~(ダイワライト30)~~ を留付金具φ5×40mmにて胴縁に留付ける。積層板の長手方向の裏面接合部にT型ジョイナー (30×12×0.3mm以上) を入れる。目地部は、縦横共セラミックファイバーブランケット ~~(ジュラブランケット)~~ (30×3) を接着又はステーブル4×19で留付ける。
- (3) 金属折板 (サイディング) の取り付け

金属折板の接合部は60mm以上重ねてタッピングビス (φ5×50mm) を182mm間隔以下にて積層板の上より胴縁に取り付ける。

~~6. 施工管理~~

~~(1) 施工は大和建材工業株式会社が責任をもって〔標準施工指導書及び工事検査要項〕に基づき施工者を指導する。~~

耐火一七六号

7. 留意事項

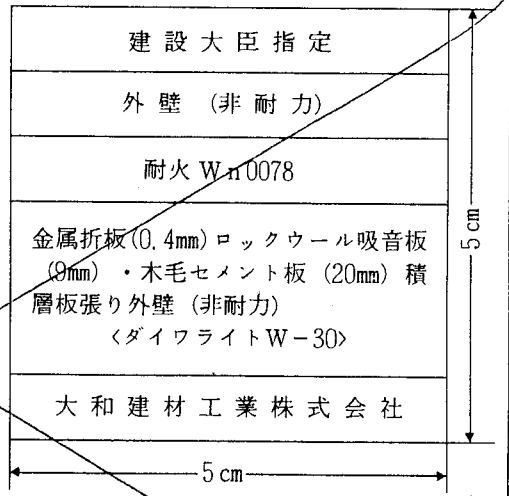
- (1) 運搬するときはパネルの落下や横倒し等による衝撃を与えないようにし、破損、水ぬれ等に留意する。
- (2) 工事現場でのパネルの積重ねは、原則として屋内保管とし必ず水平な場所に、たわみのない様、かい木をして平らに積重ねる。
- (3) 運搬、吊り場、施工等の取り扱い時には、角縁、表面等の損傷及び直接水がかからぬ様、十分注意する。

8. 付帯条件 なし

9. 表示及び報告

主たる構造材料、部材等の表示については、製品及びその包装に表示マークを付けることでよい。

- (1) 製品及びその包装に図の如き表示マークを貼付、押印その他の方法で表示する。
- (2) 現場施工後の耐火構造の表示については、次の(イ)による。
 - (イ) 現場施工完了後に、見え掛りとなる部分には、各室又は、これに準ずる用途上の区分毎に見えやすい位置に、2ヶ所以上表示マークを貼付する。
- (3) 毎年度、本製品の生産実績、販売実績 (又は使用実績)、工場における品質管理の状況及び施工管理の状況 (検査報告書を含む) 等を当該年度終了後、1ヵ月以内 (4月1日～4月30日) に建設大臣に報告する。



9. 注意事項

当該認定書において、「建築基準法の一部を改正する法律」（平成10年法律第100号）による改正前の建築基準法の規定による建設大臣の認定仕様がある場合は、平成14年6月1日以降は「建築基準法の一部を改正する法律」（平成10年法律第100号）による改正後の建築基準法の規定による当該認定仕様に係る国土交通大臣の認定仕様を用いるものとする。